

事務連絡
令和3年8月6日

(重要) 本事務連絡は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、8月5日（木）に決定されたまん延防止等重点措置を実施すべき区域の拡大等に係る事項について周知するものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
各スポーツ関係団体

スポーツ庁政策課

8月5日に決定されたまん延防止等重点措置を実施すべき区域の拡大等について

令和3年8月5日に、第72回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、8月8日以降については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第31条の4第3項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県を加える変更を行うとともに、これらの県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月8日から令和3年8月31日までの24日間とする旨の公示が行われました。

さらに、上記を踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正が行われております。

加えて、同日付で各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」が発出されております。その中には、以下の通りスポーツに関わる事項も新たに示されております。

1. 催物の開催制限

(5) 留意事項

⑧各種イベント・行事の開催判断に当たっての留意事項

各種イベント・行事の開催判断に当たっては、感染防止策の適切な実施、開催規模・時期の見直し、検査の勧奨等といった感染症対策の観点に加え、例えば、部活動等における成果を発揮する場として全国大会等の開催は重要であること等、個々の行事が有する事情に鑑み、開催のあり方を個別具体的に検討する必

要がある。関係各府省庁及び各都道府県においては、各種イベント・行事の開催判断に際して、各部局間の調整等を適切に実施し、感染防止策の徹底を図るとともに、各行事・イベントの趣旨を踏まえつつ、開催のあり方を適切に判断すること。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。また、本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

(参考資料)

- ・令和3年8月5日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第72回）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030805.pdf
- ・令和3年8月5日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第72回）における菅内閣総理大臣の発言
http://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202108/05corona.html
- ・令和3年8月5日 菅内閣総理大臣記者会見
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0805kaiken.html
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年8月5日変更）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210805.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和3年8月5日）新旧対照表
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210805.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20210805.pdf
- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年8月5日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210805.pdf

〔主な過去の事務連絡〕

- ・ 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年7月30日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210730.pdf
- ・ 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年7月8日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210708_2.pdf
- ・ 催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等について（令和3年6月30日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20210630.pdf
- ・ 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年6月17日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210617_2.pdf
- ・ 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年5月28日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210528.pdf
- ・ 特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について（令和3年4月27日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210427.pdf
- ・ 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年2月26日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf?2021027
- ・ 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年2月4日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf
- ・ 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン

遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付 各都道府県知事
・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113

- ・11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

〔その他〕

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
（内閣官房ホームページ）

<https://corona.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- ・緊急事態宣言下における安全な運動・スポーツの実施について（令和3年1月8日付 各都道府県・指定都市スポーツ主管課宛 スポーツ庁健康スポーツ課 事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20210112-mxt_kouhou01-000004520_05.pdf

- ・新型コロナウイルス感染対策 スポーツ・運動の留意点と、運動事例について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791、2673） メール：sseisaku@mext.go.jp